

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月29日
支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 小林 央

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 29

1 調達内容

- (1) 件名
令和6年度 官用車の賃貸借
- (2) 特質及び数量等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限及び納入場所
仕様書のとおり
- (4) 入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。

入札金額は、総額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が所掌するもの）③船員保険 ④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
- (5) 入札書提出時において、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、職業安定法、雇用保険法等の労働関係法令・勸告・行政指導を遵守していること。
- (6) 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 当該「役務の提供等」にかかる迅速なアフターケアサービス・メンテナンスの体制を整備している者であること。
- (8) 本公告に示した役務を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に十分に提供することができる者であること。

- (9) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒630-8570 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階
奈良労働局総務部総務課会計第一係 Tel 0742-32-0201
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて随時交付する(メールでの交付可)。
- (3) 入札書の受領期限
令和6年3月18日 9:00
(入札参加に必要な書類の受領期限は 令和6年3月15日 12:00)
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年3月18日 10:00 奈良労働局 局地下会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した役務を提供できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格の無い者が提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
次の各要件を満たす入札書のうち、自動車の性能に関する審査要領に規定する「総合評価の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。
 - ② 入札者の提出した性能等証明書が仕様書による審査の結果、合格したものであること。
- (7) 手続きにおける交渉の有無
無
- (8) 契約関係書類の扱いについて
担当者から提出された関係書類については、事業者としての決定であるものとして取り扱う。押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (9) 詳細は入札説明書による。